

三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務の調達にかかる意見招請

1 背景

三重県では、令和 6 年 1 月に策定した三重県生成 AI ガイドラインに基づき、三重県生成 AI 利用環境を令和 6 年度から運用しており、現行の契約期間が令和 8 年 3 月 31 日に終了する予定です。

本意見招請は、三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務にかかる調達仕様書案を事前に公表し、応札可能事業者からのご意見やご質問等を幅広く受け付けることで、本調達仕様書の実現可能性を高めるとともに、公正、公平な内容となっているかを確認するために行うものです。

2 目的

本意見招請は、三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務にかかる情報とともに、業務委託にかかる費用の把握を目的としています。

3 内容

- (1) 三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務調達仕様書案について、ご意見、ご質問がある場合は、別紙様式により、提出してください。あわせて、三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務概算見積りを提出してください。
- (2) 実施できない業務がある場合、その理由をご記載ください。一部でも実施が可能な場合は、実施可能な業務と実施が難しい業務に分けた上で、ご記載ください。
- (3) 意見にあたり前提条件がある場合は、その旨を明記してください。
- (4) 提示した要件及び調達範囲につきましては、発注時の状況により変化するため、そのまま適用するとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

4 意見提出について

- (1) 提出期限 令和 7 年 12 月 12 日（金）15 時まで
期限延長を希望される場合はその旨連絡ください。
- (2) 提出先 三重県総務部デジタル推進局
デジタル改革推進課デジタル県庁推進班
- (3) 提出方法 メール
[注意] 本県のメールシステムは、1 通あたり 25M バイト（エンコー

ド前)まで受信可能です。また、スパム等に自動判定された場合には、メールを開封できないため修正及び再送をお願いすることがあります。

- (4) 提出物 意見、質問及び見積書を提出してください。
提出物の形態は、電子媒体１式とします。
意見及び質問は、別紙様式により、提出してください。
意見の一部として製品パンフレットを活用いただいても構いません。
見積書は、貴社の任意様式を使用し、概算額（税抜金額）を記載してください。

5 注意事項

- (1) 本資料による意見及び見積りの招請については、今後の契約に関する意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成１１年三重県条例第４２号）で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を明記してください。
- (3) 本件見積書及び意見書一式については、返却いたしませんので、了承ください。
- (4) 本件見積りにかかる諸費用一切については、負担ください。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせ及び資料追加の依頼を行う場合があります。
- (6) 本件にかかる県からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏洩しないようお願いします。

6 本件に関する対応窓口・意見提出先

担当所属：総務部デジタル推進局デジタル改革推進課デジタル県庁推進班

担当者：富田、大岩

住所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電話番号：059-224-2796

e-mail：it@pref.mie.lg.jp

※本件に関する質問、問い合わせは、原則電子メールにてお願いします。